

## 環境教育とエコツーリズム

### —環境 NPO の立ち上げとエコツアーから学ぶ—

#### 吉盛一郎ゼミナール

08M023	周 楓	08M032	陳 強
08M033	Tsesendorj Oyunerdene	08M042	付 盛
08M047	彭 越	08M058	楊 旭
08M061	劉 巧	09M005	池田俊明
09M006	池田大樹	09M015	岡部伊織
09M037	竹之内涼司	09M042	陳 晗
09M054	付 翼	09M066	渡辺克政



## 目 次

1. はじめに
    - 1.1 研究の背景と目的 (付 盛)
    - 1.2 研究の対象と方法 (劉 巧)
  
  2. 環境 NPO の立ち上げ
    - 2.1 NPO の概要 (楊 旭 竹之内涼司)
    - 2.2 NPO の認証手続き (陳 強 池田俊明 池田大樹)
    - 2.3 NPO の設立 (周 楓 岡部伊織 渡辺克政)
  
  3. 環境保全活動・環境教育推進法について
    - 3.1 法の概要 (オコネルデネ)
    - 3.2 環境教育 (劉 巧)
      - 3.2.1 環境教育実践例 (劉 巧)
      - 3.2.2 環境俳句 (楊 旭)
  
  4. エコツアーリズム推進法について
    - 4.1 法の概要(付 盛)
    - 4.2 エコツアーとは (彭 越)
      - 4.2.1 エコツアープラン① (彭 越)
      - 4.2.2 エコツアープラン② (周 楓)
  
  - 5.むすび
    - 5.1 研究の総括 (付 翼)
    - 5.2 今後の課題 (陳 晗)
- 参考文献 (陳 晗)

# 環境教育とエコツーリズム

## ー環境 NPO の立ち上げとエコツアーから学ぶー

### 1. はじめに

#### 1.1 研究の背景と目的

前年度は、「佐潟・福島潟・鳥屋野潟の地域との関わりと湿地の賢明な利用について」のテーマで活動してきた。今年度は、前年度の課題を引き継いで活動していくことにした。

佐潟には、環境省、新潟市や地元のボランティアの保護活動があり、また、福島潟には、NPO 法人「ねっとわーく福島潟」が中心となってラムサール条約の理念の実践を行っているが、鳥屋野潟については地域の活動が余り感じられない。そこで、ゼミ生や大学 OB が中心となり、NPO 法人を立ち上げて、鳥屋野潟の清掃活動や環境保全活動を行って、近い将来、福島潟とともにラムサール条約の登録湿地になれるような活動をしていきたいとの課題であった。

そこで、本年度は、環境 NPO 法人「新潟環境塾」を立ち上げるための勉強会を行い、そして書類作成を行い、新潟市の認証を受けて設立登記を行い、本格的な活動を行うことを目的にしている。

それから、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにする「環境保全活動・環境教育推進法」について学習する。

さらに、自然環境の保全、観光振興、地域振興の推進を図ることを目的とする「エコツーリズム推進法」について学習する。この法律は、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を活かした「エコツーリズム」を推進するための総合的な枠組みを定める。

エコツーリズムとは、「自然（歴史文化）体験・学習観光の総称」と定義されているとおり、「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の価値が維持されるよう保全したり、価値の向上を図っていこうという考え方」である。

この考え方を実践するための旅は、エコツアーと呼ばれる。環境省は、「エコツーリズム推進会議」を設置し、モデル事業の採択や、その普及を図っている。環境省が制定した「エコツーリズム憲章」では、エコツーリズムの理念がうたわれている。

本研究の目的は、学生が実際に環境 NPO を立ち上げることで、組織作りを体験することと、環境教育として鳥屋野潟の清掃活動をおこない、環境についての俳句も作り、そしてエコツアーを計画することである。

## 1.2 研究の対象と方法

NPO 法人の設立関連の文献をまず研究する。とくに、新潟市市民生活部コミュニティ支援課発行の「NPO 法人の手引き」について調べる。

「手引き」によると NPO 法人設立のための設立申請の流れは、以下のとおりである。情報収集→事前相談→内部議論→設立発起人会（原案作成）→事前相談→設立総会→申請書類の完成→設立認証申請→縦覧（情報公開）→審査（縦覧・不認証の決定）→決定通知の受領→設立登記（法務局）→新潟市・新潟県へ設立届となり、書類を受け付けてもらってから4か月もかかる。

新潟市に提出する書類は、設立認証申請書（1部）、定款（3部）、役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿（3部）、各役員の就任承諾及び誓約書の謄本（1部）、各役員の住民票等（1部）、社員のうち10人以上の者の名簿、確認書（1部）、設立趣旨書（3部）、設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（1部）、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（3部）そして設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書（3部）である。

つぎに「環境教育」については、「環境保全活動・環境教育推進法」があり、国民や民間団体等は「環境教育を自ら進んで行うよう努める」責務がある旨の規定（4条）がある。「環境教育」について法律がどのように規定しているかについて研究する。

さらに「エコツーリズム」については、「エコツーリズム推進法」にどのように規定されているかについて文献研究する。エコツーリズムは、「自然（歴史文化）体験・学習観光の総称」と定義される。（1）対象地域の自然環境・歴史文化を体験し、学び、価値の維持、保全、向上を図るという考え方であり、（2）世界遺産ブームなどにもなって今後の活性化が期待され、（3）エコツーリズムを実施する旅行をエコツアーと呼ぶ。エコツアーの効果としては、①対象地域の自然環境・文化自然の維持・保全、向上、②ニーズに対応した新たな観光需要を起こす、③地域社会での雇用確保による経済波及効果、地域振興への影響が挙げられる。

最後に、長岡市内と新潟市内のエコツアーを、ゼミ生で計画して提案する。

## 2. 環境 NPO の立ち上げ

### 2.1 NPO の概要

「NPO」というのは、Non-Profit Organization という英語に由来している。Non-Profit というのは「非営利」という意味であり、Organization というのは「組織」という意味であるので、「NPO」というのは、直訳すれば非営利組織という意味である。もっとも、非営利組織というだけでは広い概念であるため、さまざまな意味で「NPO」という単語が使用されることがある。

#### （1）広義の NPO

「非営利」という言葉は、文字どおり「営利目的ではない」という意味なので、非常に

広い概念である。営利を目的とする株式会社等の会社以外の組織、営利目的の組織以外はすべて「非営利」な組織ということになる。

例えば、地方公共団体は当然のことながら営利を目的としていない組織であり、また同窓会なども、営利を目的としていない組織がほとんどであって非営利な組織ということができる。

しかし、一般には地方公共団体や同窓会を指して NPO というのではない。NPO という場合には、単に非営利組織というだけではなく、民間の組織であること、そして公益を図るというミッション（使命）の現実を目的としている組織のことを指す。

このような意味での NPO を「広義の NPO」というとすると、民法上の公益法人（社団法人・財団法人）や特別法による医療法人・学校法人・社会福祉法人等も「公益目的を有する民間非営利組織」なので、「広義の NPO」に該当することになる。

## （2）狭義の NPO

これに対し、「広義の NPO」から民法上の公益法人（社団法人・財団法人）や特別法による医療法人・学校法人・社会福祉法人等を除いた組織を総称して NPO ということがある。これが「狭義の NPO」である。

「狭義の NPO」に該当する組織の典型例が、後に説明する特定非営利活動法人である。この法人は、NPO 法人とも呼ばれ、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得している「公益目的を有する民間非営利組織」である。

さらに法人格は有していないものの、公益を目的として活動している市民活動団体も日本には多数存在しており、このような法人格を取得していない市民活動団体も「公益目的を有する民間非営利組織」であり、このような組織も「狭義の NPO」に含まれる。

## （3）特定非営利活動促進法とその目的

NPO 法人を規制する法律として特定非営利活動促進法（以下 NPO 法）がある。NPO 法は、「平成 7 年（1995 年）1 月の阪神・淡路大震災をきっかけとして、市民活動団体が簡単に法人格を取得できる新たな制度の創設の機運が高まり、多くの市民団体の意見を反映し、議員立法で制定されたもの」である。この法律は、「市民の自由な活動を制約しないよう、行政の恣意的な判断を出来るだけ排除し、法人書類の縦覧・閲覧制度を設け法人の情報公開を強化することによって、市民に信用性や公益性の判断を委ねることが特徴となっている。」

NPO 法の目的は、「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することである」とされる。

特定非営利活動とは、NPO 法で定める 17 の分野のいずれかに該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動である。

特定非営利活動の 17 の分野は、下記のとおりである。①保険・医療または福祉の増進を図る活動、②社会教育の推進を図る活動、③まちづくりの推進を図る活動、④学術、文化・芸術またはスポーツの振興を図る活動、⑤環境の保全を図る活動、⑥災害救援活動、⑦地

域安全活動、⑧人権の擁護または平和の推進を図る活動、⑨国際協力の活動、⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、⑪子供の健全育成を図る活動、⑫情報化社会の発展を図る活動、⑬科学技術の振興を図る活動、⑭経済活動の活性化を図る活動、⑮職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動、⑯消費者の保護を図る活動、⑰以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動が挙げられている。

「公益」とは、「不特定かつ多数のものの利益」のことである。この要件は、法人の活動によって利益を受ける者が特定されないこと、広く一般社会の利益の増進に寄与することである。したがって、特定の個人または団体の利益を目的とする活動や構成員相互の利益を目的とする活動は、特定非営利活動に該当しない。

NPO 法人法 2 条 2 項 1 号・2 号によると、「特定非営利活動法人」は、特定非営利活動を行うことを主たる目的として 2 つの要件を満たす団体である。第 1 号の要件は、①社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと、②役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3 分の 1 以下であることを満たす団体で、営利を目的としないものである。第 2 号の要件は、①政治活動を主たる目的としないこと、②政治上の主張を主たる目的としないこと、③特定の候補者を応援することを目的としないことを満たす団体である。

NPO 法人は、社会的使命を持った「非営利組織」で、法人格を付与された団体である。役員の手がすべてが無報酬である必要はなく、役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3 分の 1 以下であればよい（2 条 2 項）。

次に、NPO 法人になるメリットとデメリットについて述べていくことにする。NPO 法人になるメリットとして、「①法人が契約などの権利・義務の主体となれること、②社会的な認知度が高まり、社会的信用の形成に役立つこと、③法人名で銀行口座の開設ができること、④法人名で不動産登記ができること、⑤所轄庁の監督を受けるので活動の透明性を図ることができること」が挙げられる。

デメリットとして、「①定款に沿った運営が必要になること、②法人としての運営・管理が必要になること、③法人の運営や活動について情報開示が必要になること、④所轄庁の監督を受けること、⑤税法上は、収益には課税されること」等が挙げられる。

## 2.2 NPO の認証手続き

ここでは、NPO 法人設立のための諸手続きの方法、書類の作成の仕方について述べていく。まず、法人設立のためには、書籍を購入し、資料を取り寄せて、情報を収集する。ゼミでは 4 月から 7 月まで勉強会を開いた。新潟市内に事務所の所在地を置くので、新潟市に認証書類を提出することになる。そこで、新潟市役所コミュニティ支援課に事前相談にいき、ゼミ内部でも法人設立について議論を行う。法人設立の意思が固まったので、発起人（教員 1 名、ゼミ生 5 名）が集まって、設立趣旨書、定款、役員、会費、事業計画書、収支予算書、運営ルール、組織体制等の原案を作成する。この原案で新潟市役所コミュニティ支援課へ事前相談に行く。

7 月 26 日に設立総会を長岡大学 226 教室で開催する。ここでは、10 名の社員（会員）が集まり、法人設立の意思決定を行うとともに、設立発起人会で作成した定款等の原案を決議する。8 月から 9 月末まで、役員の手が就任承諾及び誓約書・住民票を取り寄せるとともに、

申請書、設立総会議事録などの書類を作成し、申請書類を完成する。

そして10月11日に新潟市役所へ設立認証申請書を提出し、不備がなく、受理される。10月11日以降2カ月間、市役所や県庁で縦覧（情報公開）される。12月11日まで縦覧されて、さらに2カ月以内に順次審査されて、認証・不認証の決定がされ、認証と決定された場合に、2週間以内に法務局へ登記をすることで、法人が成立する。

設立申請の流れは以下のとおりである。

情報収集（4月）→事前相談（5月）→内部議論（6月）→設立発起人会（7月）→事前相談（7月）→設立総会（7月26日）→申請書類の完成（8月～9月）→設立認証申請（10月11日）→縦覧（2か月）→審査（2か月）→決定通知の受領→設立登記→新潟市・新潟県に設立届

### 2.3 NPOの設立

NPO法人の提出書類は、①設立認証申請書、②定款、③役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿、④各役員の就任承諾及び誓約書の謄本、⑤各役員の住民票と、⑥社員のうち10人以上の者の名簿、⑦確認書、⑧設立趣旨書、⑨設立についての意思決定を証する議事録の謄本、⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、⑪設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書、⑫設立登記申請書等である。

以下の書類は、実際に提出したものである。

#### 設立認証申請書①

平成23年 10月 11日

新潟市長 様

住所又は居所 新潟市中央区

申請者 氏 名 吉盛 一郎 印  
電 話 番 号

下記のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 新潟環境塾
- 2 代表者の氏名  
吉盛 一郎



3 主たる事務所の所在地

新潟市中央区

4 定款に記載された目的

この法人は、県内の潟湖や河川の美化活動などの環境の保全を図る事業を行い、環境保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 新潟環境塾 定款②

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人新潟環境塾という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟市中央区 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県内の潟湖や河川の美化活動などの環境の保全を図る事業を行い、環境保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 潟湖や河川等の清掃活動と環境美化事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
  - (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任，職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項  
(開催)

第24条 通常総会は，毎年1回開催する。

2 臨時総会は，次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により，監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は，前条第2項第3号の場合を除き，理事長が招集する。

2 理事長は，前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは，その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは，会議の日時，場所，目的及び審議事項を記載した書面をもって，少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は，その総会において，出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は，正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は，第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は，この定款に定めるもののほか，出席した正会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は，平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は，あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し，又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は，前2条及び次条第1項の適用については，総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる  
ことができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その  
数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押  
印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の  
請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14  
日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をも  
って、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知し  
た事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 吉盛 一郎

副理事長 竹之内 涼司

理事 池田 俊明

同 池田 大樹

同 岡部 伊織

監事 渡辺 克政

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 1,000円

(2) 年会費 正会員 2,000円



役員名簿 ③

特定非営利活動法人 新潟環境塾

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	吉盛 一郎	新潟市	無
副理事長	竹之内 涼司	燕市	無
理事	池田 俊明	新発田市	無
理事	池田 大樹	長岡市	無
理事	岡部 伊織	燕市	無
監事	渡辺 克政	三条市	無

特定非営利活動法人 新潟環境塾 御中

平成 23 年 7 月 26 日

就任承諾及び誓約書④

住所又は居所 燕市

氏名 竹之内 涼司 印

私は、特定非営利活動法人新潟環境塾の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

特定非営利活動促進法第 20 条の要件

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
- ・ 刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合

五 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者

六 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

#### 特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

各役員住民票等⑤は省略する。

#### 社員のうち10人の者の名簿⑥

特定非営利活動法人 新潟環境塾

氏 名	住 所 又 は 居 所
吉盛 一郎	新潟市
竹之内 涼司	燕市
池田 俊明	新発田市
池田 大樹	長岡市
岡部 伊織	燕市
渡辺 克政	三条市
周 楓	長岡市
付 盛	長岡市
彭 越	長岡市
陳 強	長岡市

## 確 認 書 ⑦

特定非営利活動法人 新潟環境塾は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、23年7月26日に開催された設立総会において確認しました。

平成23年 7 月 26 日

特定非営利活動法人 新潟環境塾  
設立代表者 住所又は居所 新潟市中央区  
氏 名 吉盛 一郎 印

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件
イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件
暴力団でないこと
暴力団の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

## 設 立 趣 旨 書⑧

### 1 趣旨

設立の趣旨は、長岡大学の学生を中心として、潟湖や河川等の清掃活動と環境美化事業を行うことである。吉盛ゼミナールは、昨年度は、「佐潟・福島潟・鳥屋野潟の地域との関わりと湿地の賢明な利用について」とのテーマで現地調査を行い、また長岡市民向けに発表も行い、そして論文集にも纏めた。本年度も「環境教育とエコツーリズムー環境 NPO の立ち上げ」とのテーマで活動をしている。夏休みにはゼミ生5名で鳥屋野潟の清掃活動も行っている。

今後は、潟湖や河川等の清掃活動と環境美化事業を行うために、新潟環境塾を設立することにした。

任意団体ではなく、法人格が必要な理由は、法人格があれば各種契約の当事者になれて、また寄付金の贈与も受けやすいと考えたからである。

## 2 申請に至るまでの経過

平成 22 年 4 月～平成 22 年 12 月 「佐潟・福島潟・鳥屋野潟の地域との関わりと湿地の賢明な利用について」とのテーマでゼミ生 14 名が活動をする。

平成 23 年 4 月 法人化に向けて話し合い

平成 23 年 7 月 26 日設立総会

平成 23 年 7 月 26 日

特定非営利活動法人 新潟環境塾

設立代表者 住所又は居所

新潟市中央区

氏 名 吉 盛 一 郎 印

### 特定非営利活動法人 新潟環境塾 設立総会議事録⑨

#### 1 開催の日時

平成 23 年 7 月 26 日 午前 11 時から午前 11 時 50 分まで

#### 2 開催の場所

長岡市御山町 80 番 8 号 長岡大学 226 教室

#### 3 出席者数

10 名

#### 4 審議事項

第 1 号議案 特定非営利活動法人新潟環境塾設立の件

第 2 号議案 特定非営利活動法人新潟環境塾定款の件

第 3 号議案 入会金及び会費の件

第 4 号議案 設立当初の財産の件

第 5 号議案 設立代表者の選任の件

第 6 号議案 確認書の確認の件

第 7 号議案 第 1 期および第 2 期事業計画の件

第 8 号議案 第 1 期および第 2 期収支予算の件

第 9 号議案 役員選任の件

第 10 号議案 事務所決定の件

第 11 号議案 議事録署名人選任の件

#### 5 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 設立発起人を代表して吉盛一郎が、本日の設立総会は定款を満たして有効に成立した旨を述べて開会を宣言した。

(2) 議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって吉盛一郎を選任した。続いて、議案の審議に入った。

第 1 号議案 特定営利活動法人新潟環境塾設立の件

議長から、設立趣旨書に基づき、設立趣旨を説明したところ、異議なく承認された。

第2号議案 特定営利活動法人新潟環境塾定款の件

原案のとおり、異議なく承認された。

第3号議案 入会金及び会費の件

原案のとおり、異議なく承認された。

第4号議案 設立当初の財産の件

原案のとおり、異議なく承認された。

第5号議案 設立代表者の選任の件

原案のとおり、吉盛一郎を設立代表者とする事で異議なく承認された。

第6号議案 確認書の確認の件

原案のとおり、異議なく承認された。

第7号議案 第1期および第2期事業計画の件

原案のとおり、異議なく承認された。

第8号議案 第1期および第2期収支予算の件

原案のとおり、異議なく承認された。

第9号議案 役員選任の件

原案の通り、理事5名、監事1名が異議なく承認された。

理事 吉盛一郎 竹之内涼司 池田俊明 池田大樹 岡部伊織

監事 渡辺克政

第10号議案 事務所決定の件

議長から、本法人の主たる事務所は、定款第2条記載のとおり、新潟市中央区と決定したい旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第11号議案 議事録署名人選任の件

議事録署名人について、議長から本日出席の竹之内涼司氏、池田敏明氏を指名したところ、満場異議なく承認された。

以上をもって本総会の議事を終了、議長は閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

原案のとおり、異議なく承認された。

平成23年7月26日

議長	吉盛一郎	印
議事録署名人	竹之内涼司	印
同	池田俊明	印

平成23年度事業計画書⑩

特定非営利活動法人 新潟環境塾

1 事業実施の方針

鳥屋野潟や長岡市内の河川等で、清掃活動や美化活動を学生が行うことによって、環境教育の体験学習をする。そして、鳥屋野潟や長岡市内の河川等が市民の「憩いの場」になるための援助活動を行っていききたい。

## 2 事業実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見込み額
潟湖や河川等の清掃活動と環境美化事業	鳥屋野潟と長岡市内の河川の清掃活動と環境美化活動	適宜	鳥屋野潟公園	5名	新潟市民	30
		適宜	栖吉川	5名	長岡市民	30

### (2) その他の事業 なし

## 平成24年度事業計画書

特定非営利活動法人 新潟環境塾

### 1 事業実施の方針

鳥屋野潟や長岡市内の河川等で、清掃活動や美化活動を学生が行うことによって、環境教育の体験学習をする。そして、鳥屋野潟や長岡市内の河川等が市民の「憩いの場」になるための援助活動を行っていききたい。

### 2 事業実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見込み額
潟湖や河川等の清掃活動と環境美化事業	鳥屋野潟と長岡市内の河川の清掃活動と環境美化活動	5月～11月	鳥屋野潟公園	10名	新潟市民	50
		5月～11月	栖吉川と柿川	10名	長岡市民	50

### (2) その他の事業 なし

23年度 会計収支予算書⑪

法人成立の日から24 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 新潟環境塾

科目		金額	
I 収入の部			
1 財産運用収入	0		
2 会費 と入会金収入			
会費	20,000		
入会金	10,000	30,000	
3 事業収入			
潟湖や河川等の清掃活動と環境美化事業			0
4 寄付金等			
寄付金	100,000	100,000	
当期収入合計(A)			130,000
前期繰越収支差額			
収入合計(B)			130,000
II 支出の部			
1 事業費			
潟湖や河川等の清掃活動と環境美化事業			
消耗品費	60,000	60,000	
2 管理費			
事務所賃借料	30,000		
消耗品費	10,000		
雑費	5,000	45,000	
3 予備費	15,000	15,000	
当期支出合計(C)			120,000
当期収支差額(A) - (C)			10,000
次期繰越収支差額(B) - (C)			10,000

24年度 会計収支予算書  
 24年4月1日から25年3月31日まで  
 特定非営利活動法人 新潟環境塾

科目		金額	
<b>I 収入の部</b>			
1 財産運用収入	0		
2 会費 と入会金収入			
会費	30,000		
入会金	5,000	35,000	
3 事業収入			
潟湖や河川等の清掃活動と環境美化事業	0		
4 寄付金等			
寄付金	200,000	200,000	
当期収入合計(A)			235,000
前期繰越収支差額			10,000
収入合計(B)			245,000
<b>II 支出の部</b>			
1 事業費			
潟湖や河川等の清掃活動と環境美化事業			
消耗品費	100,000	100,000	
2 管理費			
事務所賃借料	60,000		
消耗品費	10,000		
雑費	10,000	80,000	
3 予備費		20,000	
当期支出合計(C)			200,000
当期収支差額(A) - (C)			35,000
次期繰越収支差額(B) - (C)			45,000



## 特定非営利活動法人設立登記申請書<sup>⑫</sup>

- 1 名称 特定非営利活動法人新潟環境塾
- 1 主たる事務所 新潟県新潟市中央区
- 1 登記の事由 平成24年1月26日設立の手續終了
- 1 登記すべき事項 別紙のとおり

- 1 認証書到達の年月日 平成24年1月26日
- 1 添付書類
  - 定款 1通
  - 認証書 1通
  - 資産の総額を証する書面 1通
  - 代表権を有する資格を証する書面 5通

上記のとおり登記の申請をします。

平成24年1月30日

新潟県新潟市中央区

申請人 特定非営利活動法人新潟環境塾

新潟県新潟市中央区

理事 吉盛 一郎

新潟法務局 御中

### 3. 環境保全活動・環境教育推進法について

#### 3.1 法の概要

正式名称は「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下、環境保全活動・環境教育推進法という）である。

平成15年の公布の法律である。28条と附則2条から成る。1条に目的、2条に定義、3条に基本理念、4条に国民、民間団体等の責務、5条に国の責務、6条に地方公共団体の責務、7条に基本方針、9条に学校教育等における環境教育に関わる支援等、10条に職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育、11条に人材認定等事業の登録、そして、26条、27条、28条には、11条・12条・13条等の人材認定等事業の登録に関して虚偽の登録・報告・届出等をした者にたいしての罰則が規定されている。

この法律は、「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」という。）を構築する上で事業者、民間の団体（以下「国民、民間団体等」という。）が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることにかんがみ、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、

もって現在及び将来の国民の健康で文化的な活動の確保に寄与すること」(1条)を目的とする。目的では、「法律の内容となっている施策を通じて実現したい公益は何であるのか」、が明らかにされる。下記の内容は、鈴木恒夫編「環境保全活動・環境教育推進法を使いこなす本」からの引用である。

本書によると、第一番目に「持続可能な社会を皆が力合わせて目指す目標、本法の究極的なテーマとして謳っている点」が注目されるという。「持続可能な社会についてはその内容をまず腑分けして説明した上でそれを持続可能な可能社会と呼ぶ、とする軽い形式の定義規定」を置いている。すなわち、それは、「環境のもたらす豊かな恵みを維持しつつ、他方で、環境負荷を生むことの少ない形の経済を発展させながら、社会全体としても長く発展していけるような社会」ということである。本法は、「持続可能な社会という言葉の基準的な意味内容を法律レベルで定義したことになるため、各所での議論を交通整理していく効用が期待できる。実際にも、この法律に基づき閣議決定された「環境保全の意欲の増進及び環境教育に関する基本的な方針」(以下では、単に「基本方針」と呼ぶ)の最初の方では、法律のこの第一条の認識事項を土台にして更に敷衍し、私たちが目指すべき「持続可能な社会」の具体的なあり方を各方面の議論を集約、整理して掲げている」という。第二番目に、「持続可能な社会をつくる道筋を示しつつ、環境活動や環境教育の意義を明らかにしたこと」が注目されるという。本法は、「このような社会をつくっていくためには、まずもって民間の自発的な環境保全活動が行われることが重要であること、さらに、このような自発的な活動を促すためには体験などを通じた環境保全意欲の増進や教育が重要であることを明確にした。」「本法第1条は自発的環境活動、環境全体験や環境教育などが持続可能な社会づくりにとって不可欠な重要な意義を持っていることを法律レベルで初めてはっきりと述べた規定」という。注目すべき点は「本法の立案の過程では、民間が行う自主的な環境学習や環境保全活動に対し法律をあてはまるのはおかしい、との意見が一部のNGOから寄せられた」ことという。しかし、「環境学習や環境活動は、持続可能な社会づくりという国民皆に係わる公益を実現する大切な役割を持っており、それゆえにこそ多くの人々をそこに惹きつけている。」「公益を担う上、環境学習などは、当事者以外の人々の協力も得ることによって成功を収めることが期待されるのであり、そこに参加する限りの個人や団体の趣味にまったく委ね、嗜好のままに任せて進めるわけにはいかない性格の活動である。」「他方、上命下達は成果に乏しく、分権的な取組にこそ創意工夫が生まれる。特に学習などの分野は、画一的な強制になじまないし、その必要も少ない分野でもある。」

したがって、「社会ルールは必要だが、この分野で我々が持つべきは、画一的、強制的なルールではなく、自主的な努力が社会的に実りある成果に結びつきやすくなるような仕掛け、すなわち、各方面の努力を結び合わせる最低限の社会的な協力の枠組みに関するルール、ではないだろうか。」という。

全体の構成は図1のとおりである。本法は「環境教育を一層進行するための諸規定と環境の現場体験など、教育より広い取組である環境保全意欲の増進に関する多数の規定の2種類の規定」が中心にあり、さらに「環境教育などに関する取組みを支援する規定や支援に当たっての配慮事項を定める規定」などがある。

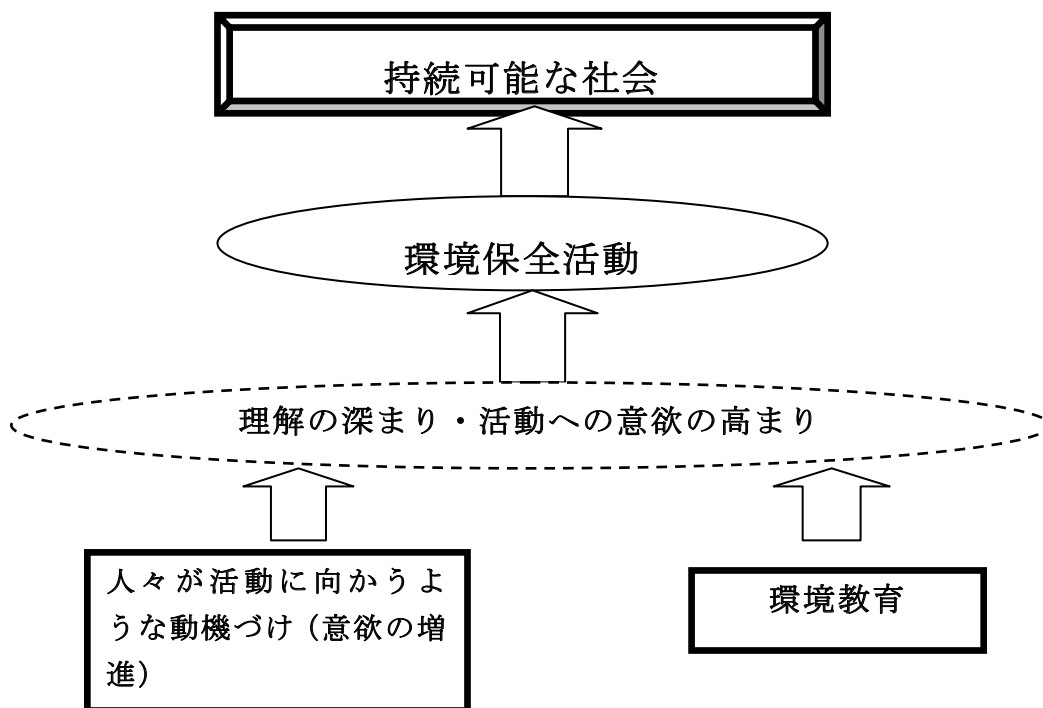


図1 法全体の構成図

鈴木恒夫編「環境保全活動・環境教育推進法を使いこなす本」p. 13 から引用

### 3.2 環境教育

環境教育とは「環境や環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識、技術、態度を獲得させるために行われる教育活動のこと」である。環境教育について、言及した法律に「環境基本法」と「環境保全活動・環境教育推進法」がある。「環境基本法」は25条に「環境の保全に関する教育、学習等」について定める。すなわち、「国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。」と環境教育に関する政策についての基本的な考え方を定める。また、この規定を受けて「環境保全活動・環境教育推進法」では、「環境教育とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」（2条3項）と定める。

わが国では、「1960年代の公害や自然破壊の問題に対する社会運動が発展し、その解決方として認められるようになったのが環境教育の最初である」といわれる。「環境学、環境問題に対する市民の知識や関心の低さが指摘され、それを教育する方法として環境教育の概念が形成された」といわれる。

さて、法2条3項のいう「環境教育」とは、「教育及び学習」のことをいい、「教え、教わる」ことだけでなく、「学ぶ」ことも含んでいる。「座学的な知識の吸収や現場での体験」が環境教育である。

### 3.2.1 環境教育実践例

環境保全活動・環境教育推進法がいう「環境教育」とは、「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」をいう（2条3項）。

企業の環境保全に関する事例として、社会貢献活動、社内研修の実施、リサイクル推進、産業廃棄物削減、オフィス廃棄物削減等、省資源の推進、省エネルギー推進、CO2 排出量削減等が挙げられる。ゼミ生は、社会活動貢献として、平成23年9月1日に鳥屋野潟の清掃活動を行う（写真①～③）。

次にゼミ生には、授業時間で下記のようなテーマで環境教育を行っている。

(1)環境保全活動・環境教育推進法の目的、定義、基本理念 (2)エコツアー推進法の目的、定義、基本理念、(3)環境白書（平成23年版）による、生物多様性の保全及び持続可能性（生物多様性の現状、生物多様性を社会に浸透させる取組、絶滅のおそれのある種の保存、野生生物の保護管理、外来種等への対応）、森・里・川・海のつながりを確保する取組（生態系ネットワーク、里地里山、河川・湿原、沿岸・海洋）、環境教育・環境学習の推進）、社会経済グリーン化の推進に向けた取組（環境配慮型製品の普及等、事業活動への環境配慮の取組みの推進、環境に配慮した事業活動の促進）、環境影響評価等が年間のテーマである。

さらに、ゼミ生と教員が、環境について俳句も作り、自然を見つめて環境について学ぶ機会を作っている。題材は、悠久山、雪、潟湖のハクチョウやカモなどである。

以下、順次、写真や俳句を掲載していくことにする。

鳥屋野潟清掃活動（写真①）



写真②



鳥屋野瀬公園入り口 (写真③)



### 3.2.2 環境俳句

ゼミ生と教員が環境保全活動に活かすために、自然を見つめて下記のような俳句を作っている。題材は悠久山、弥彦、寺泊 月岡温泉、鳥屋野潟、福島潟、佐潟、ハクチョウ、オオヒシクイ、カモや目高などである

付 盛 「雪の山 草木も枯れて まっしろい」

劉 巧 「悠久山 雪化粧も 似合うかな」

彭 越 「雪が降り 御山が白く うつくしい」

楊 旭 「深雪や 土の中から 芽でるかな」

オユネルデネ 「雪の子ら 蝶々のごとく ひらひらと」

周 楓 「冬の潟 ピューピューと 鴨鳴くや」

竹之内 涼司 「年明けて やや賑やかな 寺泊」

池田 俊明 「月岡の 足湯は熱い 二人かな」

池田 大樹 「弥彦山 神様多忙 雪多し」

岡部 伊織 「潟の冬 オオヒシクイも お疲れか」

渡辺 克政 「しらとりや ひるまはどこに 潟しずか」

陳 吟 「カムチャッカ しらとりのくに ゆきまほし」

付 翼 「クワクワと こえするそらに しらとりや」

吉盛 一郎 「伊夜比古の 赤き鳥居に 雪留まり」

同 「明菜聴き ポッポ焼き食べ 花の潟」(2011年5月26日 毎日新聞掲載)

同 「目高来て 家族のように なりにけり」(2011年8月1日 読売新聞掲載)

同 「車窓より 遠き近きも 夏木立」(2011年8月23日 読売新聞掲載)

## 4. エコツーリズム推進法について

### 4.1 法の概要

「エコツーリズム推進法」は、平成19年6月27日に公布された法律である。1号から20号までである。さらに「施行規則」を定めて、法の4条について「基本方針」を詳細に公表している。

1条に目的、2条に定義、3条に基本理念、4条に基本方針、さらには5条にエコツーリズム推進協議会について定める。

1条によると、「エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有する」。

エコツーリズムとは「自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象としながら、その持続可能性を考慮するツーリズム（旅行、リクリエーションのあり方）のこと」である。

「対象地域の自然環境、歴史文化を体験し、学ぶ、価値の維持、保全、向上を図るという考え方である。世界遺産ブームなどにもなって今後の活性化が期待される。」という

### 4.2 エコツアーとは

エコツーリズムを実施する旅行をエコツアーという。効果は、「①対象地域の自然環境・

文化遺産の維持・保全、向上、②ニーズに対応した新たな観光需要を起こす、③地域社会での雇用確保による経済波及効果、地域振興への影響など」がある。「エコツアーガイド」「ネイチャーガイド」が案内役をし、さらに「観光客がそこに住みついて地域に貢献する例もある。一方でエコツアーのメッカであり、100㎡運動実施で知られる知床では、観光客による環境破壊が依然として続き、エコツーリズムが引き起こす問題」も露呈している。

ここで、長岡市と新潟市周辺のエコツアープランを提案する。

#### 4.2.1 エコツアープラン①

長岡市周辺でエコツアーを計画すると、「温泉・歴史的建造物・河川を巡る観光」が提案できる。撰田屋・蓬平温泉・弥彦神社の歴史的建造物や自然観光資源を巡る旅のプランである。蓬平温泉街 → 河川 → 撰田屋（酒・味噌・醤油の醸造蔵元や歴史的建造物）の風景 → 寺泊商店街（写真④）→ 信濃川（河川でのバードウォーチング）（写真⑤）→ 弥彦神社（写真⑥⑦）

写真④ 寺泊商店街



写真⑤ 信濃川（寺泊の湾口）



写真⑥ 弥彦神社



写真⑦ 弥彦神社の川





#### 4.2.2 エコツアープラン②

ここでは、新潟市周辺のエコツアーを計画する。弥彦神社→岩室温泉街→佐潟（写真⑧⑨）→鳥屋野潟（写真⑩）→福島潟（写真⑪⑫）→月岡温泉（⑬）の歴史文化・温泉・潟湖を巡る観光を提案する。コハクチョウ、オオヒシクイ、カモなどが、秋から冬にかけて佐潟・鳥屋野潟・福島潟に多くやってくる。歴史ある温泉地を拠点としたバードウォチングの旅のプランである。

写真⑧ 佐潟



写真⑨ 佐潟



写真⑩ 鳥屋野潟



写真⑪ 福島潟



写真⑫ 福島潟



写真⑬ 月岡温泉の足湯



## 5. むすび

### 5.1 研究の総括

NPO 法人新潟環境塾を立ち上げる勉強会を 4 月に始めてから、新潟市役所へ認証書類を提出し、受け付けてもらった日が、10 月 11 日になっている。市民生活部コミュニティ支援課に受付てもらったまでに、約 6 カ月かかり、それから情報公開に 2 か月、さらに認証・不認証の決定に 2 か月それから設立登記されて、晴れて NPO 法人となるのである。

約 10 か月かかることになる。NPO 法人新潟環境塾で、他の NPO 法人との交流や長岡市内の河川の清掃活動を行う予定であったが、次年度に持ち越すことになった。

本年度は、ゼミ生が理事と監事という学生による NPO 法人を立ち上げるということで、各自の自覚も芽生え、収穫のある 1 年であった。

環境教育については、「環境保全活動・環境教育推進法」に国民には責務である旨の規定があり、法の基本理念について学習した。

さらに、エコツーリズム推進法によると、エコツーリズムとは「自然の保全、観光振興、地域振興の推進を図ることを目的とする」を学習し、この考え方を実践するための旅がエコツアーと呼ぶことも学習した。

### 5.2 今後の課題

長岡市周辺と新潟周辺のエコツアープランを提案したが、次年度は、実際に学生が、エコツアーガイドになり、観光会社と提携して、観光客を案内して、観光振興や地域振興の推進を図るエコツーリズムを実践していきたい。

## 参考文献

1. 新潟市市民生活部コミュニティ支援課『NPO 法人の手引き』2010 年
2. 菅原邦明、山崎承三 著 『成功する！ NPO ビジネス』学陽書房 2006 年
3. 熊谷則一他 著『詳解 NPO 法人実務必携』中央経済社 2006 年
4. 羽田野了策 著 『NPO 法人の会計・税務マニュアルー基礎から申告まで』中央経済社 2008 年
5. 福島潟ガイドブック編集委員会 編『福島潟ガイドブック 潟の野遊び』文一総合出版 1997 年
6. 自然再生を推進する市民団体連絡会 『森、里、川、海をつなぐ自然再生全国 13 事例が語るもの』中央法規出版 2005 年
7. 日本鳥類保護連盟 編 『鳥との共存をめざしてー考え方と進め方ー』中央法規 2011 年
8. 日本自然保護協会『自然保護 11・12 月号』No. 524 2011 年
9. 環境省編『環境白書 循環型社会白書/生物多様性白書』2011 年
10. 鈴木恒夫編『環境保全活動・環境教育推進法を使いこなす本』中央法規 2005 年
11. 国際比較環境法センター環境法令研究会監修『環境六法』平生 23 年版 2011 年
12. 東京商工会議所編 『改定 2 版環境社会検定試験 ECO 検定公式テキスト』2010 年

- 1 3. 押田佳子 著 『eco 検定 超速マスター』TAC 出版 2008 年
- 1 4. 地球環境研究会 編 『五訂 地球環境キーワード事典』中央法規出版 2008 年
- 1 5. にいがた野鳥の会会報 『くろつぐみ』第 38 号 2011 年
- 1 6. にいがた野鳥の会会報 『くろつぐみ』第 39 号 2012 年

